

昭和卅貳年九月卅日

原案可決

東伯郡三朝町議會議長天野廉



議案第...号

町村議事に案例の定めるところにより事務所を改築し得るよう、地方

右事件についで別紙の通り意見書と提出するものとする。

昭和三十一年九月二十九日提出

三朝町議會議員

米原重義

大橋一男

加藤幸太郎

松原三郎

法才一五八の表の表正者につけて

八、
食、
て、
林、
成、
今、
ま、
規、
故、

一九三二年三月二十二日

第一編